

国民健康保険用語の説明

1. 被保険者の区分

■被保険者

一般被保険者

退職被保険者等 ————— 退職被保険者

退職被扶養者

⇒平成20年4月から65歳未満へ(平成26年度までの経過措置)

■世帯

国保世帯 ————— 一般世帯(一般被保険者の世帯)

退職単独世帯(退職被保険者等のみの世帯)

退職混合世帯(一般被保険者と退職被保険者等の混合世帯)

2. 診療諸率

■レセプト

診療報酬明細書

■日数

レセプトに記載されている診療実日数

■件数

レセプトの枚数

■診療費

レセプトにおける入院・入院外・歯科の合算額

■受診率

被保険者100人当りの平均受診回数

$$\textcircled{\text{受診率}} = \frac{\text{件数}}{\text{平均被保険者数}} \times 100$$

= 100人が1年間に何回医療機関にかかったかの指標

■1件あたり日数

1つの疾病の治療のために1ヶ月に医療機関にかかった日数

$$\textcircled{\text{1件あたり日数}} = \frac{\text{日数}}{\text{件数}} \quad \text{※疾病期間とは一致しない}$$

■1日あたり診療費

1日の受診でかかる医療費の単価

$$\textcircled{\text{1日あたり診療費}} = \frac{\text{診療費}}{\text{日数}}$$

■1件あたり診療費

1ヶ月における1つの医療機関の平均費用額

$$\textcircled{\text{1件あたり診療費}} = \frac{\text{診療費}}{\text{件数}}$$

■1人あたり日数

被保険者1人あたりの平均診療日数

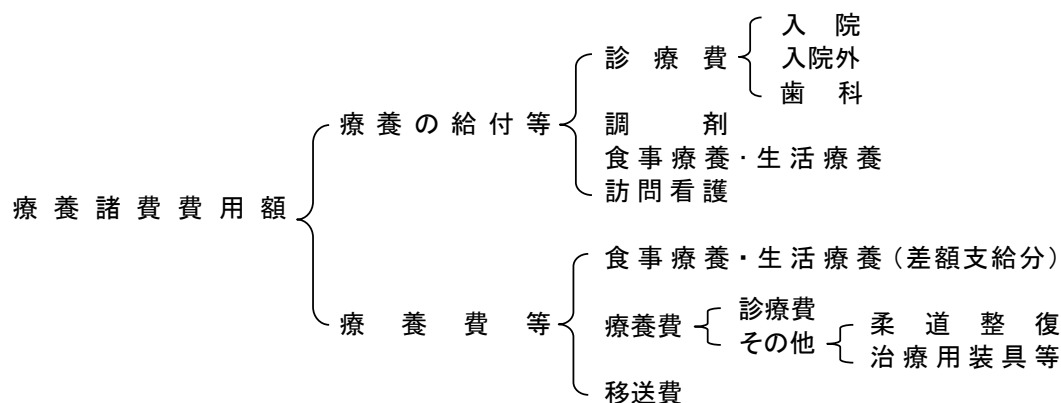
$$\textcircled{\text{1人あたり日数}} = \frac{\text{日数}}{\text{平均被保険者数}}$$

■1人あたり診療費

被保険者1人あたりの平均診療費

$$\textcircled{\text{1人あたり診療費}} = \frac{\text{診療費}}{\text{平均被保険者数}}$$

3. 医療費



- 療養給付(等)費用額

入院、入院外、歯科、調剤、(食事療養・生活療養、訪問看護)の費用額であって、10割相当分
- 保険者負担分

療養諸費費用額の7割相当分(未就学児は8割、70歳～74歳は所得に応じて7割・8割となる)
- 一部負担金

療養諸費費用額の3割相当分(未就学児は2割、70歳～74歳は所得に応じて2割・3割となる)から他法優先や高額療養費を控除した額
- 高額療養費

被保険者の自己負担額が一定の金額(自己負担限度額)を超えた分について保険者が負担した額
- 他法負担分

 - 他法優先

国保法以外の法律により、療養給付等費用額10割相当額の支払を、国保より先に公費負担した額
 - 国保優先

療養給付等費用額10割相当額の支払を、国保が7割保険給付した後に、国保法以外の法律により、残りの一部負担金相当額に対して行われた公費負担額